# ききょうデイサービスセンター運営規程
## （通所介護）
第１号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人桔梗会が設置するききょうデイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態又は要支援状態等の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。又、指定第１号通所事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。又、指定第１号通所事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

４　市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７　事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

（事業運営）

第３条　事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　ききょうデイサービスセンター

（２）所在地　　群馬県沼田市横塚町９５７番地２

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（特別養護老人ホームききょうの里の施設長と兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護又は指定第１号通所事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）通所介護従業者

①生活相談員　　２人以上（うち、１名は兼務）

生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画又は通所型サービス個別計画の作成等を行う。

②介護職員　　６人以上（うち、１名は兼務）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

③機能訓練指導員　１人以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

④看護職員　　１人以上

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月３１日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　８：１５～１７：１５

（３）サービス提供時間　９：３０～１６：００

（利用定員）

第７条　事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

４０名（指定通所介護と指定第１号通所事業の合計）

（事業内容）

第８条　事業内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（１）入浴サービス

（２）食事サービス

（３）生活指導（相談・援助等）　レクリエーション

（４）機能訓練

（５）健康チェック

（６）送迎

（７）グループ活動（介護予防）　など

（利用料等）

第９条　指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第１９号）によるものとする。

２　指定第１号通所事業を提供した場合の利用料の額は、沼田市が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、１キロメートル毎に３０円を徴収する。

４　食事の提供に要する費用については、利用料金表のとおりとする。

５　日常生活品に要する費用については、利用料金表のとおりとする。

６　その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

７　前６項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

８　事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

９　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

１０　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の指定通所介護事業の実施地域は、沼田市の区域とする。

（衛生管理等）

第１１条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　利用者は事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

４　事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第１５条　事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定第１号通所事業に関し、介護保険法第 115 条の 45 の７の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（身体拘束に関する事項）

第１８条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１９条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第２０条　事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第２１条　事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人桔梗会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成13年4月1日から施行する。
この規程は、平成14年10月1日から施行する。
この規程は、平成15年4月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年6月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成28年8月18日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年8月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年10月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年6月1日から施行する。

# ききょうデイサービスセンター

## 利　用　料　金　表

１　居宅介護サービス費（６時間以上７時間未満、介護保険負担割合証に１割と記載されている場合)

| 区分 | 項　　目 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 基本 | 要介護１ | ５８４円／日 |
| | 要介護２ | ６８９円／日 |
| | 要介護３ | ７９６円／日 |
| | 要介護４ | ９０１円／日 |
| | 要介護５ | １，００８円／日 |
| 加算 | 入浴介助加算（Ⅰ） | ４０円／日 |
| | 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ | ５６円／日 |
| | 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ | ７６円／日 |
| | 個別機能訓練加算（Ⅱ） | ２０円／月 |
| | 認知症加算(日常生活自立度Ⅲ以上) | ６０円／日 |
| | 若年性認知症利用者受入加算 | ６０円／日 |
| | 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） | ２０円／回 |
| | 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） | ５円／回 |
| | 科学的介護推進加算 | ４０円／月 |
| | 家族送迎減算 | △４７円／回 |
| | サービス提供体制強化加算（Ⅰ）<br>サービス提供体制強化加算（Ⅱ）<br>サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | ２２円／日<br>１８円／日<br>６円／日 |
| | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 本サービスの介護報酬総単位数の９．２％（区分支給限度額の範囲外で加算となります。） |

※基本料金はサービス提供時間によって異なります。

※なお、介護保険負担割合証に２割又は３割と記載されている場合は、総単位数に割合を乗じた額です。

２　その他の費用

| 料金の種類 | 金　　額 |
|---|---|
| 特別な食事の費用 | 実　　費 |
| 通常の事業地域を越えて行う送迎サービス | １キロメートルごと　　３０円／km |
| 食事の提供のに要する費用 | 昼　　食　　５２２円／回<br>（朝食４０１円・夕食５２２円／回） |
| サービス延長料金 | ２５０円／15分ごと |
| 日常生活費 | おむつ代　　１２０円／枚<br>パンツタイプ　　１５０円／枚<br>尿取りパッド　　３０円／枚<br>褥瘡処置用滅菌ガーゼ　　１５円／枚<br>モアブラシ（口腔ケア用）　　５００円／本 |
| 特別な行事費 | 実　　費 |
| 理美容代 | 理美容業者に直接支払･税込　　１，７００円／回 |

令和６年６月１日　改正

ききょうデイサービスセンター利用料金表

**（１）第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の利用料・・・基本部分、加算・減算の合計の額となります。**

**【基本部分】**（介護保険負担割合証に１割と記載されている場合）

| 利用者の要介護度 | 基本利用料 | 利用者負担 |
|---|---|---|
| 事業対象者<br>要支援１ | １７，９８０円（1月につき） | **１，７９８円** |
| 要支援２ | ３６，２１０円（1月につき） | **３，６２１円** |

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防通所介護の金額に相当する金額であり、介護予防通所介護の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

**【加算】**（介護保険負担割合証に１割と記載されている場合）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 加算の種類 | 加算の要件（概要） | | 加算額 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 基本利用料 | **利用者負担** |
| 若年性認知症<br>利用者受入加算 | 個別の担当者を定めた上で若年性認知症利用者へサービス提供した場合 | | ２，４００円 | **２４０円** |
| 生活機能向上<br>グループ活動加算 | 利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合 | | １，０００円 | **１００円** |
| 一体的サービス提供加算 | 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスを一体的に実施した場合 | | ４，８００円 | **４８０円** |
| サービス提供体制<br>強化加算（Ⅰ） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合 | 事業対象者・要支援１ | ８８０円 | **８８円** |
| | | 事業対象者・要支援２ | １，７６０円 | **１７６円** |
| サービス提供体制<br>強化加算（Ⅱ） | | 事業対象者・要支援１ | ７２０円 | **７２円** |
| | | 事業対象者・要支援２ | １，４４０円 | **１４４円** |
| サービス提供体制<br>強化加算（Ⅲ） | | 事業対象者・要支援１ | ２４０円 | **２４円** |
| | | 事業対象者・要支援２ | ４８０円 | **４８円** |
| 介護職員<br>処遇改善加算Ⅰ | 当該加算の算定要件を満たす場合 | | 本サービスの介護報酬総単位数の９．２％（区分支給限度額の範囲外で加算となります。） | |

※なお、介護保険負担割合証に２割又は３割と記載されている場合は、総単位数に割合を乗じた額です。

**（２）その他の費用**

| 料金の種類 | 金　　額 |
|---|---|
| 特別な食事の費用 | 実　　費 |
| 通常の事業地域を越えて行う送迎サービス | １キロメートルごと　　３０円／km |
| 食事の提供のに要する費用 | 昼　　食　　５２２円／回<br>（朝食４０１円・夕食５２２円／回） |
| サービス延長料金 | ２５０円／15分ごと |
| 日常生活費 | おむつ代　　１２０円／枚<br>パンツタイプ　　１５０円／枚<br>尿取りパッド　　３０円／枚<br>褥瘡処置用滅菌ガーゼ　　１５円／枚<br>モアブラシ（口腔ケア用）　　５００円／本 |
| 特別な行事費 | 実　　費 |
| 理美容代 | 理美容業者に直接支払･税込　　１，７００円／回 |

**（３）実費利用に係る費用**
**【基本部分】**

| 利用者の要介護度等 | 利用者負担（１回当たり） |
|---|---|
| 事業対象者及び要支援１<br>（週１回を超える利用） | ４，１８１円 |
| 要支援２<br>（週２回を超える利用） | ４，２１０円 |

令和６年６月１日改正